

いたばし 環境管理ニュース

平成19年4月1日
第271号

発行: 板橋環境管理研究会
〒173-0005 板橋区仲宿54番10号
電話: 03-3962-0131 FAX: 03-3962-0133

今号のトピックス

- 1 見学研修会の実施結果報告
- 2 適正管理化学物質報告について
- 3 板橋区内事業所の燃料調査
- 4 内部監査員研修会のお知らせ
- 5 研修会申込用紙

2006年度見学研修会を実施しました ～東扇島火力発電所、スーパーエコプラント～

板橋環境管理研究会は年1回、見学研修会を実施し施設見学を行っています。3月7日に実施した2006年度見学研修会では、川崎市東扇島にある「東京電力(株) 東扇島火力発電所」と江東区青海2丁目地先にある「(株)東京臨海リサイクルパワー スーパーエコプラント」の2施設を見学しました。

東京電力(株) 東扇島火力発電所

川崎港沖合の人口島「東扇島」の北西端に位置する発電所で、発電所に隣接して燃料となるLNG(液化天然ガス)基地が併設されています。

この発電所は100万kWの発電機を2機有しており、首都圏で使用される電気を発電しています。うち1機が定期点検のため運転を停止しており、研修会当日は点検のために剥き出しになったタービンを間近で見ることができました。

説明室内では、火力発電の仕組みを説明する蒸気で発電する模型を用いた説明がありました。また、超低温状態であるLNGの特徴を説明するため、同様に超低温の液化窒素を用いてデモンストレーションが行われました(写真上)。また、展示ロビーには発電所の模型やLNGの輸送に用いられる管などが展示され、参加者の興味を集めていました(写真下)。



(株)東京臨海リサイクルパワー スーパーエコプラント



東京都が推進するスーパーエコタウン事業の「ガス化溶融等発電施設の施設整備・運営」について選定された企業です(写真右上)。

産業廃棄物と感染性医療廃棄物を受け入れており、産業廃棄物は6割程度、感染性医療廃棄物は4割程度で稼働しているとのことでした。

産業廃棄物はパーティカル型のガス化溶融炉(写真左下:模型)で処理されており、廃棄物に混入する鉄やアルミなどの金属は有価物として分離回収し、灰分は溶融スラグ化されます。これらを制御する中央監視室はガラス張りの部屋でした(写真右下)。

これらの施設で行われていた環境に配慮した活動・取組みを見学することで得られたものを、参加した方々の業務に活かして頂きたいと思っております。

適正管理化学物質の排出削減の状況

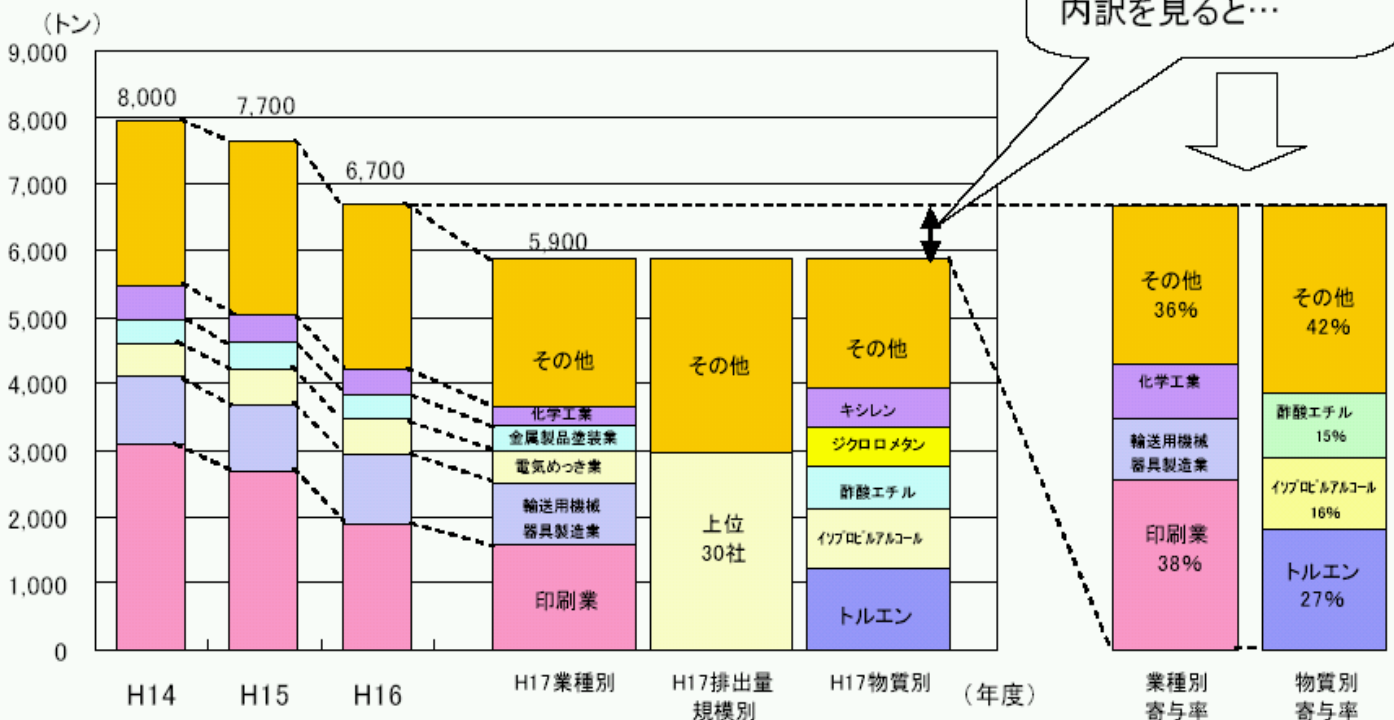
都は、平成13年10月から、人の健康に障害を及ぼすおそれのある58種類の化学物質について、環境への排出量を削減するため、環境確保条例に基づく制度により、事業者に対して適正な管理を求めています。制度を開始して5年が経過したことから、今回、平成17年度までの事業者からの報告結果を分析したところ、業種ごとの化学物質の排出削減等の状況が明らかになり、発表しました。

【分析結果のポイント】

1. 都内全体での環境への排出量の推移

- 対象となる事業者の都内全体での環境への排出量は、制度開始から連続して減少傾向にあり、平成17年度の年間排出量は5,900トンで、平成14年度に比べて26% (2,100トン) 減少しました(図1参照)。

図1 環境への排出量の経年変化と減少量の寄与率



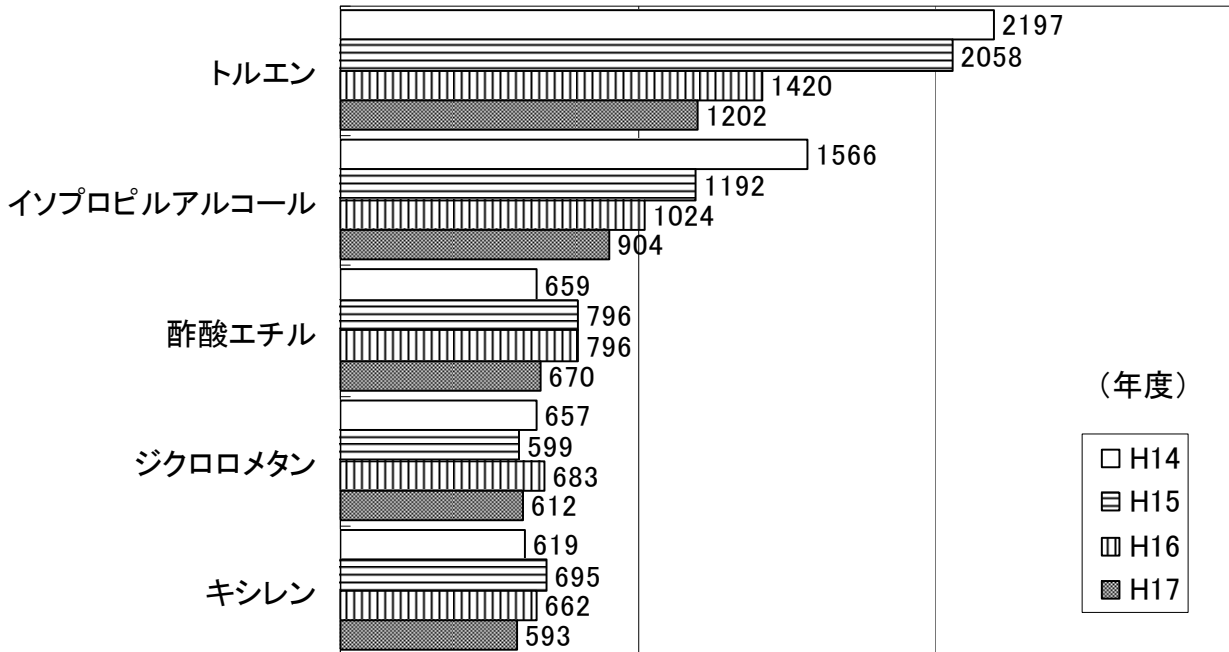
2. 代表的な業種の排出削減の状況

- 業種別に排出削減の状況を見てみると、印刷業の取組が特に顕著で、環境への排出量は平成17年度は平成14年度に比べてほぼ半減しており、排出率(使用量に対する環境への排出量の比率)も年々順調に減少しています。
- 化学工業も、環境への排出量が平成17年度は平成14年度に比べて43%減少し、排出削減が進んでいるとともに、電気めっき業、金属製品塗装業、普通洗濯業についても、最近の2年間において減少傾向が明らかになってきました。

3. 代表的な化学物質の排出削減の状況

●対象事業所の都内全体の環境への排出量について物質別に見ると、排出量の多い5物質（図2）の中では、トルエンとイソプロピルアルコールは、年々順調に減少していますが、その他の3物質は、横ばい状態です。

図2 主な物質別の環境への排出量の経年変化 (トン/年)



4. 排出率を把握することによる効果

●都条例においては、PRTR法にはない使用量等も把握し報告することを求めています。このことによって、事業者が排出率を自ら把握し、その低減に取り組むことを促しているものと考えられます。

詳細な内容は、東京都環境局ホームページをご覧ください。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp>

(トップページ→有害化学物質→化学物質適正管理・PRTR)

【東京都における化学物質管理対策に関する二つの制度】

都は、国が全国一律に実施している「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づくPRTR制度と「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」に基づく化学物質適正管理制度の二つの制度により、化学物質の排出量等の把握と適正管理を進めています。

二つの制度とも18年度分の報告は4月1日から6月30日までになります。

報告先は、

PRTR制度の届出 東京都環境局環境改善部有害化学物質対策課

(電話 03-5388-3503)

適正管理化学物質使用量等報告書の届出 板橋区資源環境部環境保全課公害指導係

*昨年度届出のある事業所には届出様式が3月末に発送されています。

(電話 03-3579-2594)

化学物質管理対策の二つの制度の相違点

	PRTR 制度	化学物質適正管理制度	全体合計
対象物質の着眼点	人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む。)があり、環境中に広く存在する物質として指定されたもの 354種類	人の健康に障害を及ぼす物質のうち、性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる物質として指定したもので、規制基準による濃度規制対象物質にもなっているもの 58種類	計370種類 (重複42種類)
報告対象	・ 年間取扱量1トン以上の製造業等23業種 ・ 従業員数21人以上	・ 年間取扱量100kg 以上の工場及び指定作業場	
把握及び報告内容	2項目 ・ 環境への排出量 ・ 事業所外(廃棄物・下水道)への移動量	5項目 ・ 使用量 ・ 製造量 ・ 製品としての出荷量 ・ 環境への排出量 ・ 事業所外(廃棄物・下水道)への移動量	
報告件数※	1, 511件	3, 094件	
環境への排出量※	合計3, 800トン (15年度比200トン減少)	合計6, 700トン (15年度比1, 000トン減少)	計7, 800トン (重複2, 700トン)

※報告件数及び環境への排出量は、平成 16 年度の結果を示す。

板橋区内事業所の燃料調査



板橋区環境保全課では、毎年度、燃料調査を行っています。この調査は、大気汚染物質の一つである硫黄酸化物を減少させる目的で、工場・事業所等で使用している重油中の硫黄含有率が環境確保条例で定める基準に適合しているかどうかを調査するものです。

重油を燃料とするボイラー等の使用による大気汚染防止のため、東京都環境確保条例第69条及び施行規則第22条により、1日300リットル以上重油を使用する事業所は、重油のいおう含有率の基準が決められています。

平成18年度は、板橋区内の28箇所の工場・指定作業場等の重油を採取し、いおう含有率の調査を行いました。調査結果は、すべての事業所が基準値に適合していました。このうち25事業所が硫黄含有率0.1%以下の良質な重油を使用していて、低硫黄分の重油の使用が定着していることを示しています。

環境マネジメントセミナー開催のお知らせ

板橋区と板橋環境管理研究会は、本年度も板橋区内の工場・事業所の環境マネジメントシステム構築・維持支援事業の一つとして、以下のとおりセミナーを開催いたします。

ISO14001の仕組みや環境関連の法令について解説を行なった上で、内部監査のワークショップを実施します。



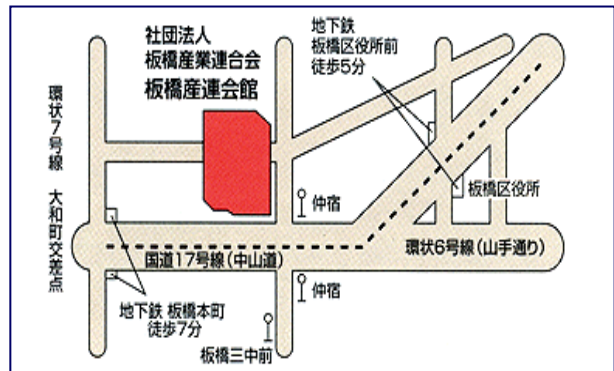
▲セミナー風景

1 日程及び内容

セミナー	日 時	内 容
5月23日(水)	13:30~15:40	・ISO14001:2004規格の解説 ・ケーススタディ演習(1)
	15:50~18:00	・環境関連法令の解説 ・ケーススタディ演習(2)
5月24日(木)	13:30~15:40	・環境マネジメントシステム実施運用 ・ケーススタディ演習(3)
	15:50~18:00	・環境監査の基本 ・ケーススタディ演習(4)

2 会場:板橋産連会館3階会議室(右図参照)
板橋区仲宿54-10 電話 03-3962-0131

3 講師:高田 満雄
板橋区環境保全課環境ISO推進係長
公害防止主任管理者 環境計量士
ダイオキシン類関係公害防止管理者
環境マネジメントシステム審査員補 CEAR.B0864
環境省エコアクション21審査人



4 定員:30名

5 受講費用:1名あたり3,000円(資料代を含む)

- (1) 環境管理研究会会員は無料となります。
- (2) 受講料はセミナー初日の受付時に現金でお支払い下さい。会社名・受講者名を記入した領収書を発行させていただきます。
- (3) セミナー修了証は2日目のセミナー終了後にお渡しします。
- (4) セミナーご欠席の場合においても、お支払い頂いた受講料は返却できません(テキスト等の資料はお渡し致します)。あらかじめ、ご了承ください。

6 申込・問合せ先

5月11日(金)までに、裏面の参加申込書に必要事項を記入し FAX でお申込ください。
板橋区 環境保全課 環境ISO推進係
直通電話 03-3579-2622 FAX 03-3579-2589

FAX送付先:03-3579-2589

(板橋区環境保全課環境ISO推進係宛)

※本状のみご送付下さい。

環境マネジメントセミナー 参加申込書

氏 名	※領収書の「受講者名」になります。
役 職 ・ 所 属	※役職の無い方は記載不要。
事 業 所 名 称	※領収書の「会社名」になります。
事 業 所 所 在 地	
板 橋 環 境 管 理 研 究 会	会 員 ・ 非 会 員 ※該当するものを囲う。
連 絡 先	電 話 : F A X :
備 考	※連絡事項等が御座いましたらご記入下さい。

同一事業所で複数名の参加を希望する場合は、以下に記載してください。

氏 名	※領収書の「受講者名」になります。
役 職 ・ 所 属	※役職の無い方は記載不要。

氏 名	※領収書の「受講者名」になります。
役 職 ・ 所 属	※役職の無い方は記載不要。